

171-衆-厚生労働委員会-15号 平成21年5月27日

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外五名提出、第百六十四回国会衆法第一四号）

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外一名提出、第百六十四回国会衆法第一五号）

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外二名提出、第百六十八回国会衆法第一八号）

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（根本匠君外六名提出、衆法第三〇号）

○田村委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

A案からD案の提出者の方全員に、二つぐらい質問をさせていただきたいと思っております。質問通告に従いましてお聞きをしたいと思っております。

まず第一問目、そもそも論についてあえて質問をさせていただきたいと思っております。

人間には天命があるというふうにも言われているわけでありますが、臓器移植というものはそもそも人間社会において可能なものとするのか。そういうそもそも論について、A案からD案の提出者の方、お答えをいただきたいと思っております。

○河野（太）議員 二〇〇一年の暮れに鈴木恒夫先生に言われたのが、もう一回河野洋平の出番が来るぞということ盛んにおっしゃってございました。そのとき私は、いや、おやじは体のぐあいも悪いし、まあ、この辺で引退すればいいんじゃないのかなと正直思っておりましたので、そんなことはないんじゃないですかと言ったら、いや、そんなことはない、それが天命だと鈴木恒夫先生がはっきりおっしゃいまして、今振り返ってみると、ああ、やはりそうだったのかと。臓器移植によって全うされる天命というのもあるんだなというふうに思っております。

移植というのはいろいろな犠牲の上に成り立つわけですから、それは、脳死下の提供にしろ生体移植にしろ、ほかの医療とは確かに違うと思っております。しかし、その医療によって救われる命があるということも現実でございますので、そこはほかの医療とは違うんだということを明確に認識しながら、救われる命は救っていくというのがあるべき姿ではないかと思っております。

○石井（啓）議員 現行法下におきましても既に八十一例の脳死臓器提供が行われておりまして、大きな問題もなく、また社会的にも受け入れられているというふうに考えます。したがって、可能だというふうに思っております。

○枝野議員 C案の立場からお答えをいたします。

臓器移植そのもの、移植医療そのものについては、C案の提出者の中でもいろいろな見方があるかと思っております。私自身は、科学の進歩によって救われる命があるということであるならば、そのこと自体は積極的に受けとめていって、そのことによって救える命をできるだけ救いたい、そういう立場にあります。

ただ、天命という言葉からすると、人の命、人の死というものは非常に崇高なものであるし、それぞれの倫理観、宗教観、信条、文化などによって大きく規定されるものであるというふうに思っております。少なくとも、国会議員ごときが、これは死であるというようなことを決めて、国民の皆さんにそれを押しつけるというようなことができる性質のものではないと私は一貫して思っております。

もちろん、それぞれの倫理観あるいは宗教観等に基づいて、自分は、あるいは自分の家族は、脳死状態に陥れば、これは人の死であるということを受け入れて、そのことによって臓器を提供して他の人の命を救えるならば、そうしたいと思われる方は、そうあっていただくことは大変崇高なことであると思うし、そういう人が多くなることを私は期待いたす立場であります。

しかしながら、法律で、これは人の死なんだからというようなことを、そういう心情に至っていない皆さんに押しつけるというようなことは、私は、ローメーカーとしても、ローヤーとしても、それは法の世界としては非常に僭越なことであると。

そういう意味で、まさにおっしゃられた、人間には天命がある、それぞれの天命は、それぞれが倫理観、宗教観に基づいて御判断をされることであるべきだというふうに私は思っております。

○谷畑議員 尊敬する山井先生に答弁できるなんて、本当に幸せだと思っています。

日本人が好きな言葉で、表を見せて裏を見せて散るもみじかなという良寛上人の言葉があります。人は、死ぬときは死ねばいい。案外心を打つ言葉だ、人というのは天命がある、そういうふう思うわけでありませけれども、同時に、人生わずか五十年、こう言われて、今八十年近くになった。これはやはり、豊かさもあるだろうし、医療の発達でもあるだろう。だから、死だとか生きるということについてはだれしもが生まれて考えることである、同時にまた、できる限り長く生きたい、これだって当然だと私は思います。

だから、私どもはそういうことをしっかりと踏まえながら、私は、生かしていくべきものは生かしてあげて、我々の考えられる範囲の中で、許される範囲の中で、やはりそういう立場をとることが非常に大事ではないか。

だから、D案というのは、脳死は人の死だ、こういうことではなくて、やはり、そういうことを認められる人、あるいは人の命を綿々と続けていくために提供してでも役に立ちたい、こういうことを両方しっかりと踏まえて認めて、そういうことででき上がった法案であろう。

だから、人間には天命があるというのも、少し天命が延びた、そういうふうにも思いますので、どうぞひとつ御理解をしていただきたい、このように思います。

○山井委員 御答弁ありがとうございます。もちろん私も天命があるから臓器移植を一切否定するという立場ではありませんが、根源的な問いですので聞かせていただきました。

時間に限りがありますので、もう次が最後の質問になります。またA案からD案の方々に、正直言いましてこれも非常に答えづらい質問をして、本当に失礼かとは思いますが、質問通告に従いましてお聞きしたいと思います。

それぞれの案の改正が行われた場合、臓器移植の件数は、ちょっと答えづらいとはわかっているんですがあえてお聞きしますが、年間どれぐらいふえる、あるいは減る、あるいはふえないというふうに考えておられるのか。もちろん、わからないという答弁でもそれは当然結構でありますし、もし、さらに可能でしたら、十五歳以上と十五歳以下ということについて分けてお答えいただければありがたいというふうに思っております。

また、私の意見を少しだけつけ加えますならば、とにかくふえればいいんだというふうなことだけでは、もちろん単純には言えないと思いますが、ただ、この質問というのも非常に一つの重い部分ではないかと思ひまして、失礼を省みず質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○河野(太)議員 昨日、質問通告をいただきましたので、移植学会の先生に、どんなものでしょうとお伺いをいたしました。これはなかなか難しいけれども、どうしても数字を言えというならば、あえて言うなら年間七十件から百五十件ぐらいふえるのではないだろうかというのがその先生の個人的な御意見でございます。(山井委員「十五歳以上ですか、以下ですか」と呼ぶ) 済みません、そこは分けておりません。

もちろん、法改正だけでそれが実現するわけではなくて、いろいろな制度をしっかりと入れる、あるいは普及啓発をきちっとやる、そういうことまで全部含めて七十件から百五十件程度というのが移植学会のある先生個人の、一人の先生の御意見でございます。

A案というのはグローバルスタンダードに近いものになりますので、私も相当数ふえるだろうとは思っておりますが、ではおまえはどう思うのだと言われても、私にはちょっと、具体的にこれぐらいと言うわけにもいきませんものですから、一人の専門家がそうおっしゃっているということで、年間七十から百五十ぐらいふえるのではないだろうかという答弁にさせていただきたいと思ひます。

○石井(啓)議員 定量的にお答えするのはなかなか難しいのでございますけれども、B案におきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、生前の臓器提供の意思を表示するチャンスをふやしております。

現行では、ドナーカードを欲しいといっても、どこに行ったらもらえるのか、一般の方はなかなかドナーカードの入手自体も難しい状況でありますけれども、運転免許証あるいは健康保険証にそういった意思表示の有無を記載できる欄を設けていく。なおかつ、それは常に携帯することが多いものですから、本人の意思というものも万が一のときはよくわかるということでございますので、少なくとも十五歳以上については移植件数はふえるものだというふうに期待をしております。

十五歳未満については、B案については当面十二歳まで引き下げることをございますので、そんなに多くはふえないかと思ひます。ただ、B案については、当面十二歳ということをございますけれども、教育あるいは普及啓発を進めることによりまして、この自己決定可能年齢というのほもう少し引き下げることができるといふうに考へておひますので、徐々にふえることが期待をされるところでございます。

○枝野議員 お答えいたします。

脳死状態からの移植がふえるかどうかというのほ、やはり一番大きいのは、脳死を人の死と受け入れて、認めて、ドナーになろうという方が飛躍的にふえることが決定的な要因だろうというふうに私は思ひています。

そのためには、C案のように、脳死の判定とか、あるいは移植医療に対する手続とか、こうしたことをきちっとやるんです、厳しくやひているんです、間違ってもその手続の中に不透明なことはありませんといいようなことをむしろしっかりとさせる。と同時に、だから、皆さん、脳死は人の死と受け入れて、そうなつてしまつたときはそのことで救える命のために提供しませんかという、これは法律の世界とは外側の努力をどうするのほ。その努力がしっかりとなされるのであれば、あるいはそうしなければふえないと思ひますし、そうすることを前提とすれば、むしろC案のような適切、的確な手続を整理することの方が、私は脳死状態からの臓器移植はふえるといふうに思ひておひます。

また、子供についても、まだ国民の皆さんの間でも、特に自分の子供がもし脳死状態になつたらそれを受け入れられるかといふうなことを考へたときに、残念ながら、まだ国民的な議論すらできていないのが今の状況だと思ひます。

そうした状況を考へれば、子供脳死臨調のような形で、しっかりとみんなが、あるいは多くの人が、そうだよなといふうなことを思ひていただくような状況をつくつていくといふ意味で、私はC案が、実は、臓器移植がふえることが目的ではありませんけれども、結果的にこいう手続を踏むことの方が臓器移植はふえるといふうに確信をひておひます。

○笠議員 端的に申し上げまして、ふえるのほ減るのほかといふと、その件数をどれくらいかといふのはなかなかお答えできない部分をございます。ただ、私どものD案で、まず十五歳以上についても、あるいは十五歳未満についても、減るといふことはないと思ひておひます。ふえるんだらうと思ひています。

ただ、十五歳以上については、現行法の枠組みに加えて、我々は、しっかりと普及啓発活動を、運転免許証あるいは健康保険証等々の活用の中で図つていくことで理解を進めていくことだと思ひておひますし、十五歳未満については、本当にこれから、具体的にどのように判定基準も含めてつくつていくのかといふこともございます。これは今まで道が開かれていなかったわけですから、ふえてはいくとは思ひますけれども、そこの議論を通じて、また皆様方に、脳死を人の死として臓器の提供を行うことができる、その理解をどれだけ深めていくことができるのかによるのではないかと思ひますし、その理解が進むことを期待しているところでございます。

○山井委員 貴重な答弁、ありがとうございました。

時間が来ましたので、終わらせていただきます。ありがとうございます。